令 3 健康增進第959号 令和3年(2021年)10月1日

医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部健康増進課長

## 新型コロナウイルス感染症の院内感染防止対策の徹底について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお 礼申し上げます。

さて、本県の感染状況については、現在、新規感染者が減少し、落ち着きを取り戻しているところですが、本日、県内の医療機関においてクラスター事案が発生しました。

現在、ワクチン接種の進展により、発症予防や重症化の抑制など、大きな効果が表れていますが、その効果は100%とは言えないため、引き続き、感染防止対策の徹底を図る必要があります。

つきましては、これから冬場を迎え、感染の再拡大も危惧されることから、院内感染対策マニュアルに沿った取組の実施等について、再度、点検を行っていただくとともに、 下記事項に特に留意し、感染防止対策に万全を期していただきますようお願いします。

記

- 1 職員によるウイルスの持ち込みを防止するため、職員の健康状況の把握・管理を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合には、速やかにPCR検査等を実施すること。
- 2 入院患者について、新型コロナウイルス感染症を疑う症状の出現に細心の注意を払い、症状が認められた場合には、個室管理を行うなど拡大防止に努めるとともに、速 やかにPCR検査等を実施すること。

健康増進課コロナ対策室 担当:内山 TEL 083-933-2490 FAX 083-933-3007